

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、 厚生局長に届出を行なっております。

(1)基本診療料の施設基準

【明細書発行体制等加算】

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

【短期滞在手術等基本料1】

当院では白内障手術と翼状片手術をより安全に行えるよう、看護師の人員や回復室の設備を整えており、この度厚生労働省より短期滞在手術基本料1の算定を認可されました。術後の状態に変化が生じた際にも対応できるように体制を整えておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

【医療情報取得加算/医療DX推進体制整備加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療DXにかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

(2)特掲診療料の施設基準

【外来後発医薬品使用体制等加算】【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給が不安定な状況踏まえ、一般名処方(主にジェネリック医薬品の処方)をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者さまに適切に医薬品を提供します。ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

【緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)】

【緑内障手術(濾過胞再建術(needle法)】

【緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)】